

## 特定工場等に係る騒音・振動の届出

### はじめに

指定地域内で、特定施設を設置する工場・事業場(特定工場等)では、騒音規制法・振動規制法及び山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音又は振動の特定施設設置(使用)届出が必要です。

### 指定地域

工業専用地域を除く市街化区域です。

### 特定施設の種類の種類

2～3ページを参照してください。

### 届出先

山形市環境課に提出してください。(山形市役所10階)

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

TEL : 023-641-1212(内線684, 685) FAX : 023-624-9928

※ 届出様式は環境課に用意してあります。また、山形市のインターネットホームページからダウンロードすることもできます。

### 特定施設設置(使用)届出

届出書の名称	内 容	提 出 期 限	提出部数
特定施設設置届出書	・新たに特定施設を設置する場合	工事開始の30日前	2部
特定施設使用届出書	・法律等の改正により、使用している施設が特定施設に指定された場合 ・新たに指定地域に指定された場合	指定された日から30日以内	
添付書類(共通)	①位置図 ②付近見取図 ③工場配置図 ④騒音(振動)防止の方法		

- <備考> (1)騒音・振動の両方に該当する場合は、それぞれについて届出が必要です。  
 (2)法及び県条例に基づく特定施設を両方とも有する場合は、県条例による届出の必要はありません。  
 (3)5～8ページの記載例を参照してください。

騒音・振動に係る特定施設一覧

特定施設名		騒音関係		振動関係	
		山形県生活環境の保全等に関する条例	騒音規制法	山形県生活環境の保全等に関する条例	振動規制法
金属加工機械	圧延機械	合計2.2kW以上 22.5kW未満	合計22.5kW以上	—	—
	製管機械	—	すべて	—	—
	バンディングマシン(ロール式)	2.2kW以上 3.75kW未満	3.75kW以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレス 2.2kW以上	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN未満	呼び加圧能力 294kN以上	—	すべて
	せん断機	2.2kW以上 3.75kW未満	3.75kW以上	—	1kW以上
	鍛造機	—	すべて	—	すべて
	ワイヤーフォーミングマシン	—	すべて	—	37.5kW以上
	ブラスト(タンブラスト以外)	密閉式 2.2kW以上	密閉式以外	—	—
	タンブラー	—	すべて	—	—
	自動旋盤	2.2kW以上	—	—	—
	平削盤	2.2kW以上	—	—	—
	フライス盤	2.2kW以上	—	—	—
	研磨機	2.2kW以上	—	—	—
	切断機	砥石を用いるもの以外 2.2kW以上	砥石を用いるもの	—	—
ニューマチックハンマー	2.2kW以上	—	—	—	
圧縮機等	圧縮機(冷凍機を除く)	空気圧縮機 2.2kW以上 7.5kW未満	空気圧縮機 7.5kW以上(※1)	—	7.5kW以上(※2)
	送風機	2.2kW以上 7.5kW未満	7.5kW以上	—	—
	クーリングタワー	2.2kW以上	—	—	—
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機		2.2kW以上 7.5kW未満	7.5kW以上	2.2kW以上 7.5kW未満	7.5kW以上
繊維機械	織機	—	原動機を用いるもの	—	原動機を用いるもの
	打綿機	2.2kW以上	—	—	—
	混打綿機	2.2kW以上	—	—	—
	自動回転かせ染機	2.2kW以上	—	—	—
	工業用ミシン	原動機使用(3台以上)	—	—	—
	撚糸機	原動機を用いるもの	—	—	—
	自動織物機械	原動機を用いるもの	—	—	—

※1. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く  
(現時点で指定の実施はありません)

※2. 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く  
(初回指定は環境省ホームページにて、令和5年4月に公表予定です。)

特定施設名		騒音関係		振動関係		
		山形県生活環境の 保全等に関する条例	騒音規制法	山形県生活環境の 保全等に関する条例	振動規制法	
建設用 資材 製造 機械	コンクリートプラント (気泡プラントを除く)	混練容量 0.45m <sup>3</sup> 未満	混練容量 0.45m <sup>3</sup> 以上	—	—	
	コンクリートブロック 製造機械	2.2kW以上	—	2.2kW以上 2.95kW未満	2.95kW以上	
	コンクリート管・柱 製造機械	2.2kW以上	—	2.2kW以上 10kW未満	10kW以上	
	アスファルトプラント	混練容量 200kg未満	混練容量 200kg以上	—	—	
穀物用製粉機(ロール式)		2.2kW以上 7.5kW未満	7.5kW以上	—	—	
木材 加工 機械	ドラムバーカー	—	すべて	—	すべて	
	チッパー	—	2.25kW以上	—	2.2kW以上	
	碎木機	—	すべて	—	—	
	帯のご盤 丸のご盤	製材用	2.2kW以上 15kW未満	15kW以上	—	—
		木工用	—	2.25kW以上	—	—
かんな盤	—	2.25kW以上	—	—		
紙工 機械	抄紙機	—	すべて	—	—	
	コルゲートマシン	2.2kW以上	—	—	—	
	ステッチャー	2.2kW以上	—	—	—	
	ロータリースリッター	2.2kW以上	—	—	—	
	ホルダーグルア	2.2kW以上	—	—	—	
印刷機械		—	原動機を用いるもの	—	2.2kW以上	
ゴム練用又は合成樹脂用 ロール機		—	—	—	カレンダーロール機以外 30kW以上	
合成樹脂用射出成形機		—	すべて	—	すべて	
鍛造 機械	鋳造型機	ジョルト式以外 2.2kW以上	ジョルト式	—	ジョルト式	
	ダイカスト機	2.2kW以上	—	—	—	
石材 加工 機械	石材引割機	2.2kW以上	—	—	—	
	研磨機		—	—	—	
缶洗浄機		2.2kW以上	—	—	—	
起重 機械	クレーン	2.2kW以上	—	—	—	
	ホイスト		—	—	—	

備考 1. 表中kW表示のものは原動機の出力

2. 1重量トン、は、9.80665キロニュートンに相当

### 届出内容の変更届出書

特定施設設置(使用)届出の内容で、下表の変更があった場合は変更届出が必要です。

届出の名称	内容	届出期限	届出部数
①氏名等変更届出書	・「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者名」の内容の一部又はすべてに変更があった場合 ・「工場又は事業場の名称及び所在地」の内容の一部又はすべてに変更があった場合	変更があった日より <b>30日以内</b>	2部
②特定施設使用全廃届出書	特定施設のすべての使用を廃止した場合		
③承継届出書	届出者の地位を承継した場合(備考(1)参照)		
④特定施設の種別及び能力ごとの数変更届出書	・騒音に係る届出では、2倍をこえて増加する場合 ・振動に係る届出では、単に増加する場合	変更に係る 工事開始の日の <b>30日前まで</b>	
⑤特定施設の使用の方法変更届出書	使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴う場合(騒音規制法は届出不要)		
⑥騒音(振動)防止の方法変更届出書	騒音又は振動の大きさの増加を伴う場合		

<備考>

(1) ③の届出における「承継」とは次の場合をさします。

- イ) 届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた場合。
- ロ) 相続又は合併があった場合。

(2) ④、⑤には付近見取図と工場配置図、⑥には、加えて変更前後の騒音(振動)防止の方法を添付してください。

### 騒音及び振動に関する規制基準

用途地域	区分	騒音に関する規制基準				振動に関する規制基準			
		区域の区分	朝 6:00～ 8:00	昼間 8:00～ 19:00	夕 19:00～ 21:00	夜間 21:00～ 6:00	区域の区分	昼間 8:00～ 19:00	夜間 19:00～ 8:00
第1種低層住居専用地域	第1種区域	デシベル	45	50	45	45	デシベル	60	55
第2種低層住居専用地域									
第1種中高層住居専用地域									
第2種中高層住居専用地域									
第1種住居地域	第2種区域	50	55	50	45	65	65	60	
第2種住居地域									
準住居地域									
近隣商業地域	第3種区域	60	65	60	50	65	65	60	
商業地域									
準工業地域									
工業地域	第4種区域	65	70	65	55				

<備考> 基準は、敷地境界線上における騒音又は振動の大きさをいいます。

**記載例**

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和 年 月 日

山形市長

様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

山形市××××××××  
株式会社○△工業  
代表取締役 山形 太郎

届出者

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社○△工業 電話番号 (●●●-●●●●)		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	〒○○○-○○○○ 山形市××××××××		※受理年月日	年	月 日
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業 (自動車部品)		※施設番号		
常時使用する従業員数	20名		※審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり		※備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
送風機	□□製 □□型	7.5 kW	1	6時	21時
圧縮機	○○製 ○○型	7.5 kW	1	8時30分	20時
せん断機	△△製 △△型	3.75 kW	2	9時	18時

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
  - 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 3 ※印の欄には、記入しないこと。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 添付書類

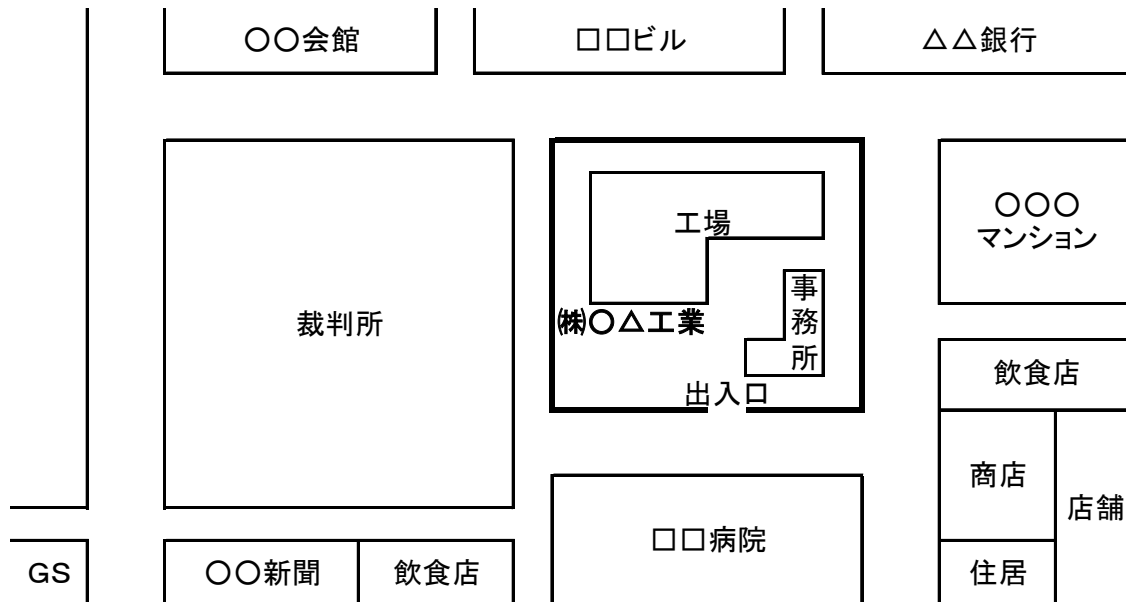
※添付書類は、それぞれ、A4またはA3版の用紙に記載してください。

### <位置図 例>

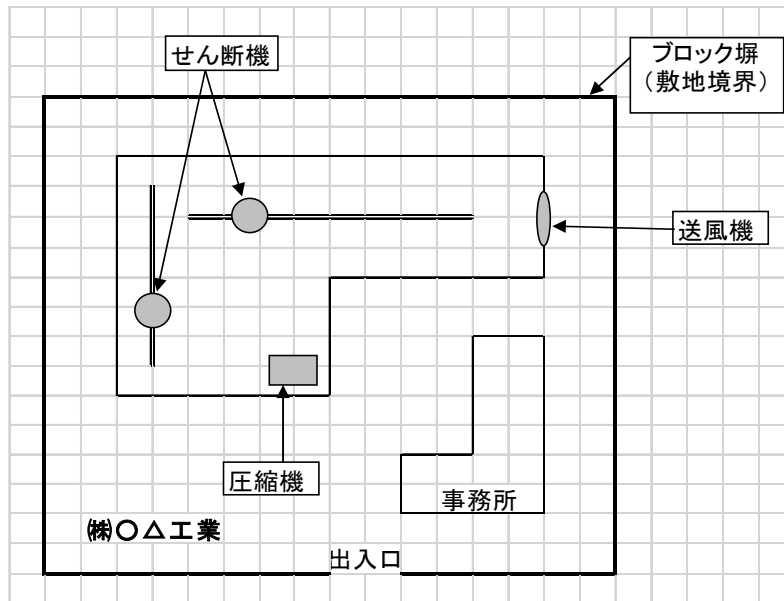


(上図は、国土地理院ホームページ 地図閲覧サービスより)

### <付近見取図 例>

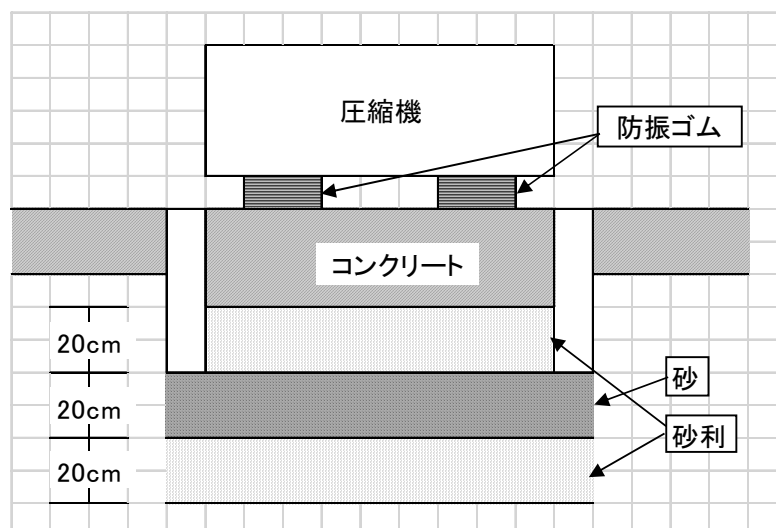


<工場配置図 例>



<振動防止の方法 例>

- (1) 圧縮機と基礎の間に、防振ゴムを取り付ける。
- (2) 圧縮機の基礎と、建物の基礎を別構造とする。



<騒音防止の方法 例>

- (1) 工場の窓は二重サッシ窓にし、夏場でも開放しない。
- (2) 工場の敷地境界には、高さ3mの防音壁を設置する。
- (3) コンプレッサー室の壁を二重にし、音が漏れないようにする。
- (4) コンプレッサー室の内壁と、工場内に吸音材を張り付ける。
- (5) 深夜の操業は極力避ける。

